

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	岩手県奥州市

奥州市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 岩手県奥州市農林部(主体)
岩手県奥州市市民環境部
所 在 地 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地
電 話 番 号 0197-24-2111
F A X 番 号 0197-23-5240 (0197-24-1992)
メールアドレス nousonhozen@city.oshu.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キツネ、アナグマ、鳥類（カラス、カルガモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	奥州市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンジカ	水稲、豆類（大豆）	被害面積 9.19ha 被害金額 3,773 千円
イノシシ	水稲、豆類（大豆）	被害面積 1.24ha 被害金額 1,491 千円
ツキノワグマ	水稲	被害面積 - ha 被害金額 29 千円
カモシカ	水稲、豆類（大豆）	被害面積 2.52ha 被害金額 729 千円
ハクビシン	被害なし	被害面積 - ha 被害金額 - 千円
タヌキ	豆類	被害面積 0.01a 被害金額 6 千円
アライグマ キツネ アナグマ	被害なし	被害面積 - ha 被害金額 - 千円
カラス スズメ	水稲、果樹（りんご）	被害面積 0.06ha 被害金額 131 千円
カルガモ ムクドリ ヒヨドリ ゴイサギ カワウ	被害なし	被害面積 - ha 被害金額 - 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

■ニホンジカ

市の全域に生息しており、特に東部で多く出没している。4月～10月にかけて、水稻、豆類（大豆）に被害が発生している。

■イノシシ

市の全域に生息しており、特に南部で多く出没している。4月～11月にかけて多品目に被害が発生しており、食害の他、水田、畦畔、農道の掘り起こし等、農作物以外への被害も発生している。また、近隣市町村でも被害が増加しており、人身被害も懸念される。

■ツキノワグマ

6月～11月にかけて、中山間地の果樹（りんご）や、養蜂被害、畜舎等への侵入が発生している。また、民家付近や通学路等への出没が近年増加しており、人身被害も懸念される。

■カモシカ

市の全域に生息しており、6月～11月にかけて水稻、豆類（大豆）の食害が発生している。

■ハクビシン

市の全域に生息しており、6月～11月にかけて、豆類（大豆）、果樹（りんご）の被害が発生することが懸念されている。

■タヌキ、アライグマ、キツネ、アナグマ

市の全域に生息しており、9月～11月にかけて果樹（りんご、ぶどう）の被害が発生することが懸念されている。

■カラス、カルガモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ

市の全域に生息しており、通年、水稻、果樹（りんご）に被害が発生している。また、カラスにおいては個体数増加により、騒音・糞等による生活環境被害の増加が懸念される。カワウにおいては県内最大規模のコロニーが確認されており、水産被害のほか、糞による樹木の枯死などの林業被害の発生が懸念されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
ニホンジカ	被害面積 9.19ha 被害金額 3,773 千円	被害面積 8.73ha 被害金額 3,584 千円
イノシシ	被害面積 1.24ha 被害金額 1,491 千円	被害面積 1.10ha 被害金額 1,118 千円
ツキノワグマ	被害面積 - ha 被害金額 - 千円	被害面積 - ha 被害金額 - 千円
カモシカ	被害面積 2.52ha 被害金額 729 千円	被害面積 2.24ha 被害金額 546 千円
ハクビシン	被害面積 - ha 被害金額 - 千円	被害面積 - ha 被害金額 - 千円
タヌキ	被害面積 0.01a 被害金額 6 千円	被害面積 0.01a 被害金額 4 千円
アライグマ キツネ アナグマ	被害面積 - ha 被害金額 - 千円	被害面積 - ha 被害金額 - 千円
カラス スズメ	被害面積 0.06ha 被害金額 131 千円	被害面積 0.05ha 被害金額 98 千円
カルガモ ムクドリ ヒヨドリ カワウ	被害面積 - ha 被害金額 - 千円	被害面積 - ha 被害金額 - 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣について、4月～10月にかけて、銃器やわなによる有害捕獲活動を実施。 ・捕獲者の負担軽減を図るため、捕獲機材の整備を行い、わなの見回りを支援する有害捕獲サポーターの育成のため、研修会を開催。	・捕獲機材の整備、捕獲技術の向上、有害捕獲サポーターの育成及び取組の普及拡大。
	・ハクビシンについて、市民にはこわなを貸し出し、被害者主体の捕獲活動を実施。	・わなの貸し出しの周知。

	・市民の防除意識の向上を図るため、研修会を開催。 ・狩猟免許取得に対する補助事業を新設。	・研修内容や、モデル地区で実証した事業の普及拡大。 ・狩猟免許試験の県南会場開催を継続して実施。
防護柵の設置等に関する取組	・防護柵の正しい知識の普及、集落単位を電気柵で囲った事例の紹介のため、研修会を開催。 ・電気柵設置に対する補助事業を実施。	・鳥獣被害防止総合対策交付金、日本型直接支払制度等を活用した防護柵設置の普及拡大。
生息環境管理その他の取組	・地域住民による集落の刈払い ・放任果樹、放置野菜の解消	・地域住民の被害防止意識の向上 ・地域住民の高齢が進み、地域ぐるみでの取組が難しくなる懸念

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

・有害鳥獣について、4月～10月にかけて、銃器やわなによる捕獲活動を実施し、農作物及び農業施設の被害軽減を図る。 ・捕獲者の負担軽減を図るため、捕獲機材の整備を進めると共に、わなの見回りを支援する有害捕獲サポーターの育成及び取組の普及拡大を推進する。 ・広報等を活用し、わなの貸し出し等について市民に周知する。 ・電気柵設置事業補助による被害防除、国の交付金を活用した電気柵設置による被害防除を推進する。 ・狩猟免許取得補助事業により新規狩猟者の確保に努める。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・有害鳥獣の捕獲については、奥州市に住所を有し、胆沢猟友会、江刺猟友会の推薦
--

を受けた者を市長が任命した奥州市鳥獣被害対策実施隊員が、奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会等の事業等により、銃器又はわなによる捕獲を実施する。

・ハクビシン、アライグマ等の鳥獣については、県の鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲を許可された者（わな免許を取得していない者を含む。）に対し、はこわなの貸し出しを行い、地域住民による捕獲活動の推進を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	ニホンジカ イノシシ	生息域、被害状況等の情報収集、捕獲機材の整備を行い、実施隊と有害捕獲サポーターが連携した捕獲体制の構築を推進する。
令和6年度～ 令和8年度	ツキノワグマ	目撃情報や被害場所の状況による銃器又ははこわなによる捕獲と合わせて、 春季捕獲を実施する。
令和6年度～ 令和8年度	ハクビシン タヌキ アライグマ キツネ アナグマ	市民にはこわなを貸し出し、個体数を減少させることで農作物被害の減少を目指す。
令和6年度～ 令和8年度	カラス カルガモ スズメ ムクドリ ヒヨドリ カワウ	狩猟免許取得者の育成等、担い手の確保を推進する。
令和6年度～ 令和8年度	共通	捕獲エリアを含む捕獲実績の詳細な把握につとめ、集積したデータを分析し、分析結果を次期計画に反映することで、より効果的な捕獲活動を推進する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
■ニホンジカ	過去の捕獲計画数では上限数を設けていなかったが、農作物等への被害報告は増加しているため、引き続き上限を設定しない。
■イノシシ	市の全域に生息域を広げており、今後は個体群密度の増が懸念されるため、引き続き上限を設定しない。
■ツキノワグマ	岩手県の有害鳥獣捕獲許可によるため、奥州市単独での捕獲計画は設定しない。
■ハクビシン	定着防止と被害拡大防止の観点から被害状況に応じて設定する。
■タヌキ、アライグマ、キツネ、アナグマ	定着防止と被害拡大防止の観点から被害状況に応じて設定する。
■カラス、カルガモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ	これまでの実績及び被害状況に応じて捕獲羽数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	上限を設定しない	上限を設定しない	上限を設定しない
イノシシ	上限を設定しない	上限を設定しない	上限を設定しない
ツキノワグマ			
ハクビシン	被害状況に応じて設定する	被害状況に応じて設定する	被害状況に応じて設定する
タヌキ、アライグマ キツネ、アナグマ	被害状況に応じて設定する	被害状況に応じて設定する	被害状況に応じて設定する
カラス、カルガモ スズメ、ムクドリ ヒヨドリ、カワウ	被害状況に応じて設定する	被害状況に応じて設定する	被害状況に応じて設定する

※捕獲にあたっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人当たりの捕獲数の制限を遵守する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
■ニホンジカ、イノシシ 市全域で農作物等に現に被害を及ぼしている又は及ぼす可能性がある個体を、銃器又

はわなにより捕獲する。

■ツキノワグマ

春季捕獲の他に、目撃情報や被害場所の状況により、銃器又ははこわなにより捕獲する。

■ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キツネ、アナグマ

農作物被害等を受けた市民にはこわなを貸し出し、市民による捕獲を実施する。

■カラス、カルガモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ

市全域で4月～10月にかけて銃器又はわなにより捕獲する。なお、わなを使用した捕獲はカラスに限る。

■カワウ

岩手県カワウ等被害防止対策協議会と連携したモニタリング、追い払い等を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

■ライフル銃による捕獲等を実施する必要性

市内では、わな及び散弾銃を使用した有害捕獲の他、鳥類の捕獲やわなにかかった大型獣（ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ）の止め刺しに散弾銃を使用している。

しかし、散弾銃のみでは至近距離からの発砲が必要となり、大型鳥獣を捕獲する際は危険を伴う。また、至近距離では対象鳥獣に気づかれるため捕獲効率も低下してしまうことから、射程の長いライフル銃による捕獲等の実施が必要である。

■取組内容

・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4月～10月

捕獲予定箇所：市内全域

・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：岩手県の捕獲許可による。

捕獲予定箇所：岩手県の捕獲許可による。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カモシカ	電気柵の設置（協議会） 3,000m 電気柵の整備（国庫補助事業等） 江刺稲瀬地域	電気柵の設置（協議会） 3,000m 電気柵の整備（国庫補助事業等） 要望のある地域	電気柵の設置（協議会） 3,000m 電気柵の整備（国庫補助事業等） 要望のある地域

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カモシカ	・ 電気柵の効果的な設置方法を周知し、農作物等の被害防除を図る。 ・ 定期的な見回りや草刈りの実施などの適切な維持管理を推進すること	・ 電気柵の効果的な設置方法を周知し、農作物等の被害防除を図る。 ・ 定期的な見回りや草刈りの実施などの適切な維持管理を推進すること	・ 電気柵の効果的な設置方法を周知し、農作物等の被害防除を図る。 ・ 定期的な見回りや草刈りの実施などの適切な維持管理を推進すること

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ カモシカ ハクビシン	専門家による研修会等を開催し、集落環境診断等による環境整備を推進することで地域住民の被害防除意識の向上を図る。又、電気柵の効果的な設置方法を周知し、農作物等の被害防除を図る。
令和6年度～ 令和8年度	ツキノワグマ	人身事故の発生を防ぐため、市のホームページ、広報等により誘引物の除去や追い払い等の注意喚起を行う。
令和6年度～ 令和8年度	鳥類	餌となる生ゴミや放任果樹等の除去について、市のホームページ、広報等により周知する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

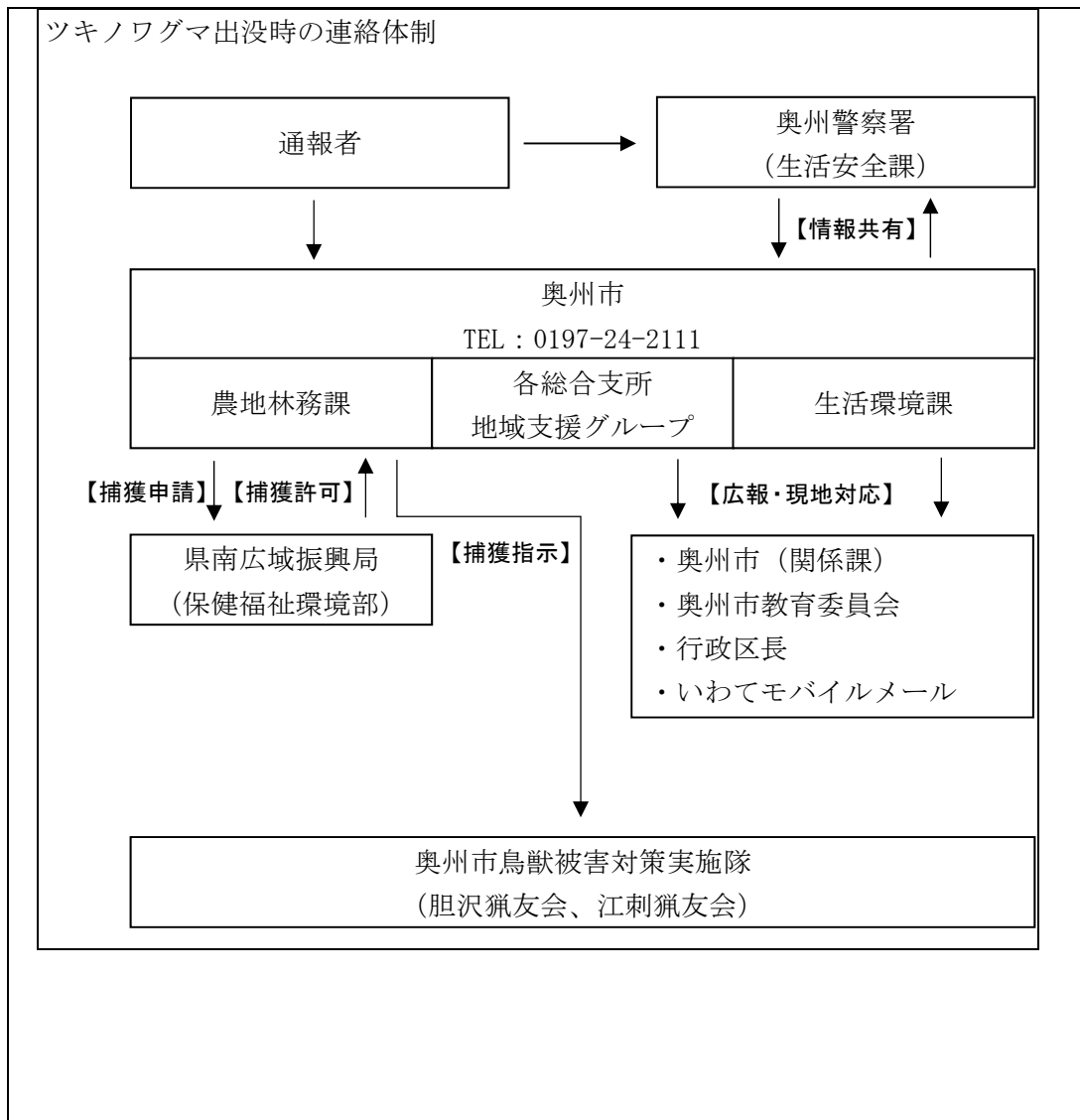
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
奥州市	情報収集、連絡調整、広報車による注意喚起、有害鳥獣捕獲等の許可
奥州警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
県南広域振興局保健福祉環境部	鳥獣の捕獲許可
胆沢・江刺猟友会	奥州市鳥獣被害対策実施隊として有害鳥獣捕獲活動の実施
奥州市教育委員会	教育機関への連絡
行政区長	地域住民への連絡

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処分又は土中に埋設処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	東日本大震災による放射能の影響等の問題から、現時点での予定はない。
ペットフード	東日本大震災による放射能の影響等の問題から、現時点での予定はない。
皮革	東日本大震災による放射能の影響等の問題から、現時点での予定はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	東日本大震災による放射能の影響等の問題から、現時点での予定はない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

現時点で予定はない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

現時点で予定はない。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	奥州市鳥獣被害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
奥州市農林部	協議会事務局、全体総括 有害鳥獣の捕獲許可
奥州市市民環境部	協議会事務局
県南広域振興局農政部	鳥獣被害防止に関する助言及び指導
県南広域振興局保健福祉環境部	鳥獣被害防止に関する個体調整指導 鳥獣の捕獲許可
奥州農業改良普及センター	鳥獣被害防止に関する助言及び指導
岩手ふるさと農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
岩手江刺農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言
岩手県農業共済組合	鳥獣被害等関連情報の収集及び報告
奥州地方森林組合	林業分野におけるとりまとめ及び意見提言
胆沢猟友会	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言
江刺猟友会	有害捕獲活動等に関する取り組み及び意見提言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県鳥獣被害防止対策連絡会	野生鳥獣の生息状況や被害状況及び被害防止対策等に係る情報提供等
胆江広域病虫害防除協議会	有害捕獲活動等に関する取組
奥州警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言 警察車両による注意喚起
岩手県鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害防止活動の監視 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

胆沢猟友会長及び江刺猟友会長から推薦を受け、市長が適任と判断した者を、市の鳥獣被害対策実施隊員に任命し、対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合の対応にあたる。本実施隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟免許所持者の確保に向けた情報発信、及びわなの貸し出しについて情報発信を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。